

えびの市例規集データベースシステム構築及び保守管理委託業務仕様書

1 委託業務名称

えびの市例規集データベースシステム構築及び保守管理委託業務

2 趣旨

この仕様書は、えびの市の例規管理に係る事務の効率化と法制執務体制の充実を図るため、例規集データベースシステム（以下「システム」という。）に係るデータベースの構築・運用等の、本業務の見積書作成に必要な事項を定めるものである。

3 業務の適正実施に関する事項

受託者は、業務の実施にあたり、次に掲げる条件を遵守すること。

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解した上で、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、業務にかかる最新の事例、情報等を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な報告を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、市に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (9) 市が受託者に対し、本事業に関する情報の開示を求めた場合には、受託者はこれに対応すること。

4 基本的な考え方

市内のL G W A N接続が可能な全ての端末で、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

- ・OS Windows10以上
- ・ブラウザ: Microsoft Edge (115.0版以上)、Google chrome (115.0版以上)

なお、OS、ブラウザのバージョンアップ等があった場合は、受託者において適切に対応することを原則とする。

5 データベースの構築の範囲（令和7年4月16日現在）

(1) 本市からデータで提供するえびの市例規集を対象とする。

現行例規：約 1050 件 廃止・執行済例規：約 230 件

(2) 1 年間の改正件数は約 130 件とする。ただし、法改正の状況等により変動する可能性がある。

6 例規集データベースの更新

各議会定例会終了後にデータ更新を行うこと。(年 4 回以上 最大年 12 回)

更新の期限は、改正原稿送付後、40 日以内にデータ更新を完了すること。

7 ホームページ公開用データ

L G W A N 環境とインターネット環境で公開できる範囲が設定でき、体系、五十音順又は所管情報から例規を検索できる機能を有することとし、次のいずれかの方法により公開できるもの。

※ L G W A N 環境では決裁要綱を掲載するが、インターネット環境では公開しない等を想定

(1) インターネット公開用の HTML データを作成し、外部公開用例規システムにより公開する方法

(2) 受託者のサーバーへのリンクにより閲覧が可能なものであること。

8 データ管理に関すること

(1) データセンターによるデータ管理とし、庁内でのサーバー管理は一切不要とする。

(2) データセンターは日本国内に立地していること。

(3) 障害発生時にも即座に復旧できるようバックアップデータの管理を行うこと。

(4) データセンターは 24 時間 365 日稼働していること。(ただし、「11 システム保守に係る仕様」による停止の場合はこの限りでない。)

9 システムの機能に関する仕様

(1) 例規検索に係る仕様

①用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号及び所管課名から例規を検索できること。また、様式内の字句についても検索ができること。

②指定した年月日時点で施行されている例規(未施行分を含む。)を閲覧できる機能があること。また、指定した年月日の改正内容が分かるような機能(指定した年月日の改正文を確認することができる。)があること。

③例規本文、原義本文を表示できる機能があること。

④条文中の例規・法令の引用箇所についてリンクアンカーが張られ、該当箇所を表示できる機能があること。

- ⑤例規沿革情報から原義本文表示できる機能があること。
- ⑥例規全文又は選択した条、項、号等を Word 形式又はリッチテキスト形式でダウンロードできる機能があること。
- ⑦様式を表示でき、Word 形式又はリッチテキスト形式でダウンロードできること。

(2) 例規起案・審査・公布処理に係る仕様

- ①一般的な改正他、多段改正、複数施行日、附則での改正、整備条例作成など簡単な操作で対応できること。
- ②クライアントに特別なソフトウェア等を必要とせず、Web ブラウザ上で条文を編集できること。
- ③条文の編集を行った後、改正文及び新旧対照表を自動生成でき、Word 形式又はリッチテキスト形式でダウンロード及び印刷ができること。
- ④新旧対照表の形式は本市が指定する形式にカスタマイズすることができる機能を備えていること。
- ⑤システム外で作成した新規制定又は一部改正を例規データシステムに取り込むことができること。取り込むデータは Word 形式又はリッチテキスト形式によるものとする。また、表の作成が容易にできるよう工夫がされていること。
- ⑥条文の構造、用語、配字、引用関係などについて点検できる機能を備えていること。
- ⑦用語改正時は、法制執務の観点からエラー表示などの注意がされ、漏れがないような編集機能が備わっていること。
- ⑧システム外で作成した新規制定の例規データをシステムに取り込み、システム上で編集し、「(2) ⑥点検」ができる機能を備えていること。
- ⑨公布処理済の例規データに軽微な誤字等が見つかった場合に、改正履歴を残さず修正ができる機能を備えていること。
- ⑩公布・公表処理後例規システムに、即座に反映でき確認できる機能があること。

(3) 法令検索に関すること

- ①現行の法律・政令・府省令等を検索・閲覧できること。
- ②法令本文は、関連する法令を表示できること。
- ③法令本文から関連する法令等へリンク表示ができること。
- ④原則として更新は、週1回以上実施すること。

(4) 法令改廃情報の提供

- ①法令改廃情報を官報発行後速やかに提供できること。
- ②制定改廃のあった公布法令の概要や例規整備情報を閲覧できること。
- ③法令の制定改廃の影響を受ける本市の例規を、改正対象法令名等と関連付けた情報

を提供できるようなシステムや情報提供方法の提案ができること。

(5) その他

①アクセスが集中する場合でも、安定的にシステムを利用できるか。

9 追録の作成

市議会（年４回の議会定例会）の終了後に行い、部数は３０部、A5判とする。

10 サポート体制に係る仕様

(1) システム操作に関するサポート

①システム稼働前又は稼働後に、職員に対する操作研修を実施すること。９０分程度の研修で、対象人数は６０人程度とし、複数回に分けることも可能とする。

②システム稼働後は、本市の要望に応じて年１回の操作研修を行うこと。９０分程度の研修で定員３０人を１回とする。

11 システム保守に係る仕様

システムは、２４時間 365 日制限なく利用できること。ただし、システム保守等のための運用停止が必要となる場合は、事前に本市に申し入れて許可を得ること。システム運用を停止する場合は、システム上に案内文等を表示し、システム利用者に対して通知すること。

12 成果物

上記仕様に合致するシステム及びこれに付随する資料（操作マニュアル等）一式。

操作マニュアルがシステム内に格納されており、常に見ることができる状態若しくはデータ提供がある場合は、冊子は不要とする。

データ移行作業後、えびの市例規集３０部。（表紙は新規作成すること）納品後は、「9 追録の作成」により行うものとする。

13 実績

全国及び宮崎県内において、システム構築（データ移行）及び例規システムの運用実績を示すものとする。

14 業務委託料の支払方法等

(1) 業務委託料の支払方法

市は、委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、請求があった日から起算して３０日以内に一括して委託料を支払うものとする。

（２）契約保証金

要する。ただし、えびの市財務規則第９９条第２項の規定に該当する場合は免除する。

１５ 構築及び保守管理スケジュール

契約締結の日から令和７年１１月３０日までを切り替え準備期とし、サービス開始は令和７年１２月１日とする。

１６ 見積金額の算出方法

例規件数及び年間更新件数を基礎数値として、構築費用及び令和７年度の保守管理費用により必要経費を算出すること。

１７ その他

- （１）業務完了後に、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良個所があった場合は、受託者が速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる費用は受託者が負担するものとする。
- （２）例規データ、システムから出力したデータ及び例規集の著作権は、えびの市に帰属するものとする。
- （３）本仕様書に定めのない事項については、えびの市と受託者との間の協議によって定めるものとする。